

## 第4回 地球温暖化対策の検討に関する専門委員会議事概要

日時 平成20年11月17日(月) 10:00~12:00

場所 知事公館大会議室

出席者 須藤座長、青柳委員、秋元委員、浅羽委員、荒木委員、石川委員、工藤委員、  
外岡委員、成田委員、野上委員、吉原委員

### 議事

#### 1 環境部長あいさつ

- ◇ 環境と経済の調和という観点で、埼玉県経営者協会と埼玉りそな産業協力財団の協力の元で環境フォーラムを開催した。また、環境ビジネスフォーラム埼玉を開催し、どのように国際貢献していけるかを検討している。
- ◇ 11月に八都県市首脳会議が開催された。事業者の排出量の報告制度の共通化、再生可能エネルギーの普及、深夜化するビジネススタイルの見直しについて取組を共通していくことについて、合意した。首都圏全体で取り組んでいけるよう働きかけているところ。
- ◇ 計画大綱、条例素案については、県民コメントを終えたところ。これらのコメントを反映させる最終段階となっている。御意見をお聞かせ頂きたい。
- ◇ また、ヒートアイランドガイドラインの粗案をお示しした。御意見をお聞かせ頂きたい。

#### 2 地球温暖化対策実行計画大綱案について

##### 資料1について事務局から概要を説明

##### (委員からの主な意見)

- 国全体の排出量の速報値では8.3%増加している。予測は立てにくいと思うが、本当に25%削減できるのかどうか、進捗状況の管理が重要である。計画を3年ごとに見直し、進捗状況を県民に知らせるなど、CO<sub>2</sub>の削減の状況を県民に知らせていく方策が必要。
- 県内で実行していくためには、県庁内の横断的取り組みが必要ではないか。水田の保全が温暖化対策、ヒートアイランド対策にもつながるのだから、農業振興なども重要である。森林保全ばかりでなく、その他をどうやっていくのか。自動車についても、エコドライブを進める場合でも、自動車対策は県警との連携など、統一的な対応が必要。県としての意思統一が重要。
- 産業振興を掲げているのに25%削減できるのか、総量的に見るのか、原単位で見ると、方向性を出して欲しい。
- 排出量の状況の把握は速報値でもよいのでできるだけ早く公表する方法を検討すべき。すぐに難しいとは思いますが、公表が遅れると進捗状況の指標になりにくく、施策の妥当性の検討も難しくなるのではないか。
- 排出量の速報値は研究機関で確定した統計値に基づく必要がある。速報値で施策や取組について判断する場合は、日本全体の数値との関係もあるし、マーケット

の関係などではデータは正確でないといけないので、注意する必要がある。

- 評価は絶対量で行うにしても、原単位で評価すべき事項もある。また、企業の投資サイクルなどを考慮して、効果が何年かかかって出てくるものもあるため、効果が出る時期を考えて評価するなど、評価方法が重要。
- 県の目標設定において、電力会社の電力原単位の改善による削減を含むものであることを明記するなど、ダイレクトに25%なのか否か、県民に正確な意味合いを伝える必要がある。目標がどの程度厳しいものなのか正確なイメージを持ってもらう必要がある。
- 産業界でも温暖化対策は「待ったなし」との認識は浸透してきている。県が計画を作る中で、排出削減を義務化し、罰則をつけるのではないかと懸念があった。この声を県に伝えたいと思ってフォーラムを開催した。県が排出削減を強制でなく、全員参加型で官民が連携して進めるというのであれば、産業界はこれまでもイノベーションに注力してきているため、協力できるだろう。社会の変化が産業のあり方を変えていく時代になってきた感がある。
- 本県では99%が中小・零細企業であり、温暖化対策に取り組みたくても取り組めないところもある。県が税財政支援だけでなく、産業労働部や農林部も含め、事業者支援の施策や仕組みの構築などを全庁的に進めて欲しい。
- 環境教育はより付加価値の高い、高度な技術の開発が必要。そういう視点から環境教育をして欲しい。国語や音楽など日々の授業の中でも、人材育成の観点を加えた環境教育が必要。環境部では、環境教育へのヒントとなるような情報をどしどし発信して欲しい。
- 埼玉県の場合、電力による間接排出が多いので、CO<sub>2</sub>削減は節電が重要。
- 中小企業分の取引の話は国で進んでいる。全国的な動きの中で大企業の資金で中小企業対策が可能になる。このような全国的な流れの中で県内の企業が何ができるのかを具体化することによって、効果が大きくなりそうなことをやるべき。この不景気な時に、どこかからお金を持ってこないといけない。具体化するために何を県がするのがよいのか、検討して欲しい。
- 太陽光発電や支援策について、県が大規模な予算措置をして欲しい。
- このままでいくと2050年までに温室効果ガスを60～80%減らせるのか不安である。目標設定型排出量取引については、6年後に見直しということではなく、もっと早い段階で、短いスパンで効果を見極め、今の制度で良いのか、見直しを図る方が良いと思うので検討して欲しい。また、県内には大規模なショッピングセンターができています。これらも対象となると思うが、色々と巻き込んでCO<sub>2</sub>を減らす努力をして欲しい。
- 個人の取り組みがなかなか難しい。エコポイント制度もよいが、個人の削減分を大企業に買ってもらうような仕組みは導入できないか。家庭で減らした実態を領収証などのデータの裏付けで証明できれば、その削減量を売れるといったことになれば、取組が広がるのではないか。
- 目標値については、国が減らす25%と県が減らす25%は全然意味が違う。国

は大所を減らせば目標が達成できるが、大所の少ない県は違う。国が定めるものよりも、はるかに厳しいことなのだとすることを計画に書くべき。

- 県民の我慢・節約ばかりを強調する書き方はよくない。どうしてもライフスタイル部門については我慢を強調することに向きがちだが、我慢するのではなく、サービス水準を落とさずに CO<sub>2</sub> を削減する取り組みを進めるべき。例えば、「車の利用を減らす」だけでなく、車の利用を減らすことの代替となる施策を併せて書くなど、CO<sub>2</sub> の少ない取組へのプッシュ要因も書いていくべき。
- 国の目標は来年度末頃に決まる。県の目標は大変な目標であることを書いておいて欲しい。仮に国の目標がより高い目標になったとしても、県の目標は国のものと違うということを書いておくことが重要になってくる。来年度すぐに目標を変えろというわけにはいかないだろう。

### 3 条例素案について

#### 資料 2 について事務局から概要を説明

##### (委員からの主な意見)

- 「廃棄物の発生抑制等に関する温暖化対策」というと、発生抑制のみのように見える。廃棄物の処理に際して、排出抑制だけでよいのか、温暖化対策の観点での対策も含めるのかについて明確にすべき。
- 案の中では罰則付きでないとのことだが、一定規模以上の事業者については、公表が義務づけられる。罰則はないが、目標を達成していない場合には、公表の方法によっては罰則のように影響が大きい場合がある。公表の中身はどうか。
- 当初、25%削減の目標は飲んでくれるなどの話が産業界にあったが、技術革新もあり得るかもしれない、「待ったなし」という現在の状況などの中で最終的に容認していこう、努力していこうとの話になった。公表する際に、進捗が悪いのか、指導段階のものなのか、設備更新の時期に来ていても費用がない企業なのか、など色々な理由がある。やりたくてもキャッシュフローが無い場合もある。意欲がある業者に対しては、低利融資や信用保証協会の担保などをやって欲しい。前向きな企業もある。今はチャンスだ、設備投資を積極的にするんだという企業も少ないがある。そういう企業がいるということも考慮して欲しい。
- 廃棄物のところは単に減らすことで結果的に CO<sub>2</sub> が減ると言うことなのか、3R 普及なのかが曖昧。明確にして欲しい。
- 随所に支援するとあるが、支援策を具体化し、予算化して欲しい。
- 環境学習を推進していく主体は市町村や県民などだけでなく、環境保全団体、事業者も推進していくこともある。考慮して欲しい。
- 八都府市の自動車排ガス規制については未だに納得いかないという事業者がいる。しかし、現在、温暖化対策に反対できる人はいないし、自動車貨物業界はハイブリッドや天然ガス自動車の導入などにかかなり努力している。トラック協会としてもなんとか協力したい。問題は白ナンバー自動車の対策だと思うので、いわゆる一般の白トラ（白ナンバーの自家用トラック）や自家用自動車を県で重点的

に指導して欲しい。

- 法律的なところは検討が必要なのだろうが、県で話題になっている深夜営業についても条例に盛り込めないか。例えば、24時間営業をするところは届出制にするなど。
- 建築分野については、既存住宅のリフォーム対策も必要ではないか。新築だけではそれほどのボリュームではないので、即効性が薄いのではないか。
- 家庭から排出されるところが増加しているとの議論があったが、その対応が条例にしっかりと書いていないがどうか。
- 県民対策に関する部分が弱い。排出の把握や抑制などが条例に書いていない。運輸部門のうち、自家用自動車分を家庭部門に割り振ると、家庭部門の排出量は今以上に多くなる。家庭を主眼において書き込むべきではないか。
- 計画については、グリーン購入が抜けているように思えるので書き込んで欲しい。

#### (環境部長)

- ◇ 条例については、色々な対策のうち、県民や事業者の方に義務づける内容が中心になっている。民生部門については、予算措置、計画の中で位置付けることになっていく。条例に書いていないから、手をゆるめるとか、やらないと言うことではない。全体のところについては、実行計画で位置付け、その中で条例の規定が必要なものについて、条例に位置付ける。深夜営業についても同様である。ご理解頂きたい。

#### 4 ヒートアイランドガイドラインについて

##### 資料3に基づき事務局から説明

- 20ページに住宅など多数とあるが、どのような住宅なのか明確にすべき。工場などもある。
- 全体がまとまった時点で再度委員に意見を求めて欲しい。

#### 5 今後のスケジュールについて

事務局から今後のスケジュールについて説明し、了解が得られた。

#### 6 その他

##### (委員からの主な意見)

- 県民コメントについて、県の考え方も明確に示すべきである。
- どのようなコメントが来たか見せて欲しい。

##### (事務局)

- 寄せられたコメントの内容については、速やかにお示ししたい。

##### (座長まとめ)

- 今後、実行計画ができあがった後は、具体化をどのように図っていくか、又、計

画の点検が重要になってくる。また、県民の責務をより具体化することが、今後求められる。県においては今後もしっかりと温暖化対策を進めていくようお願いする。

以上